

## 21 街区公募で提出のあった質問(様式-8)への回答

(令和4年7/15時点)

NO.	質問の内容	質問の理由	回 答
1	<p>・実施要領 2.参加資格の⑨において、保留地全体の一体的に開発することとなっているが、敷地分割による計画とし、本件対象区域内において事業主側で分筆登記することは可能か。</p>	<p>・一体開発を行い、複数建物建築を行った場合、権利関係(登記)を切り離して計画しなければならない可能性があるため。</p>	<p>・本件対象区域(保留地)全体を対象とした1つの開発計画の提案であれば複数の施設建築も可能であるため、その中で敷地を分ける必要性が認められれば可能である。なお、提案内容を審査する際に一体の開発となっているかどうかは判断することになる。</p> <p>・また、本件対象区域は保留地であるため、土地区画整理法第103条の換地処分が行われるまでは登記が存在せず、それまでは当組合の台帳で管理されるため、本公募で特定された場合、事業着手の際に敷地分割について当組合に相談されたい。</p>